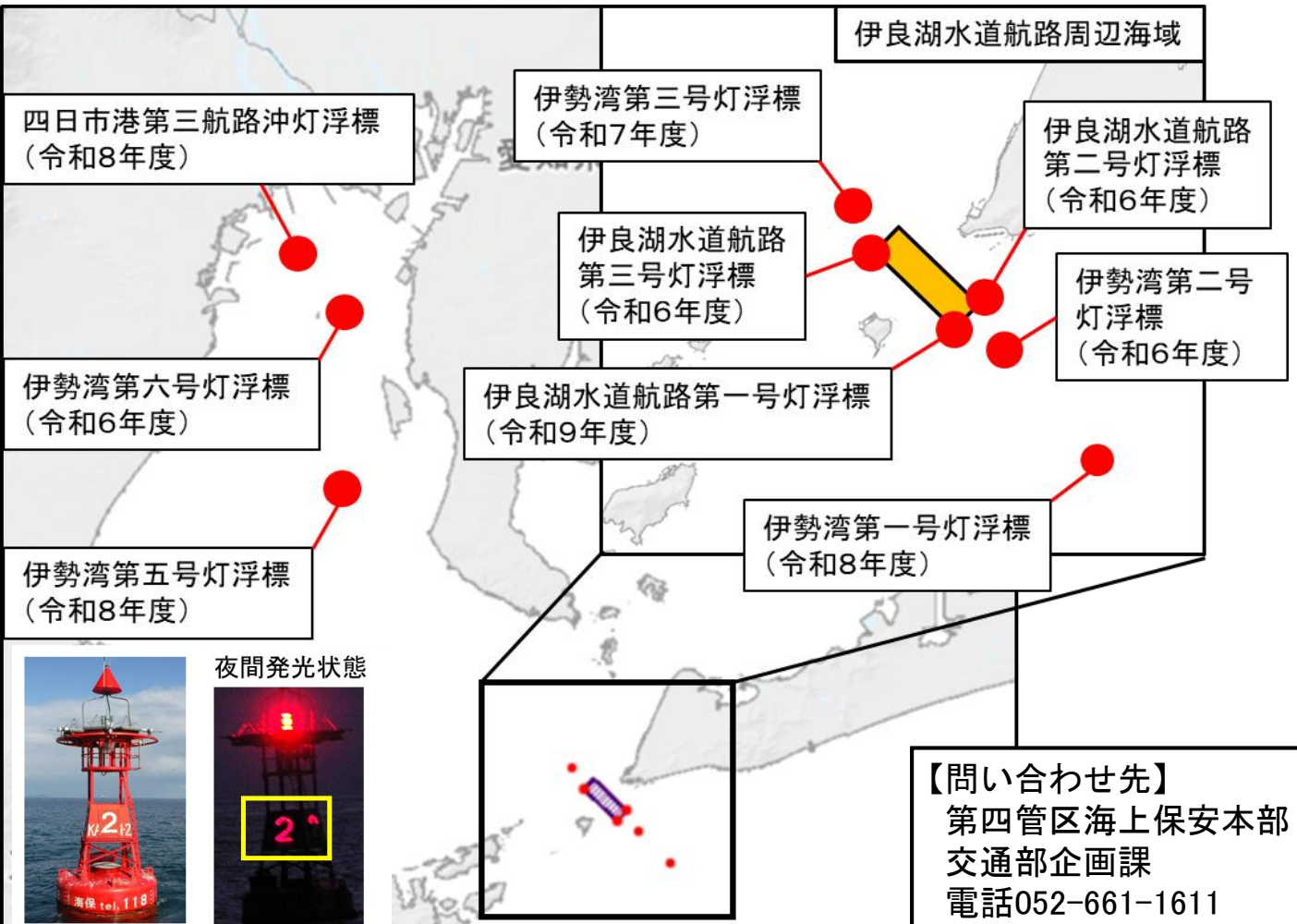


海上保安庁で設置している灯浮標(ブイ)の灯浮標番号の発光表示は、当該発光表示を行うための装置に使用している素子が製造中止となるため、順次取りやめます。

第四管区の海域では、9基の灯浮標(ブイ)に設置しており、発光表示を取りやめる予定年度は、以下のとおりです。

航路標識の名称	予定年度
伊勢湾第二号灯浮標	令和6年度
伊良湖水道航路第二号灯浮標	令和6年度
伊良湖水道航路第三号灯浮標	令和6年度
伊勢湾第六号灯浮標	令和6年度
伊勢湾第三号灯浮標	令和7年度
伊勢湾第一号灯浮標	令和8年度
伊勢湾第五号灯浮標	令和8年度
四日市港第三航路沖灯浮標	令和8年度
伊良湖水道航路第一号灯浮標	令和9年度



【問い合わせ先】
 第四管区海上保安本部
 交通部企画課
 電話052-661-1611
 (内線2616)